



報道関係者各位

社会福祉法人佐賀県共同募金会 担当 山本
佐賀市天神一丁目4番15号 TEL 0952-23-4996
E-mail akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp

令和8年8月27日からの大雨災害義援金募集のお知らせ

令和8年8月27日からの停滞した前線に伴う大雨により、北陸地方において家屋への浸水被害が発生し、富山県の4市、石川県の4市町、福井県の6市町に災害救助法が適用され、中央共同募金会が被災者支援を目的とした義援金の募集を開始しました。

これに伴い、佐賀県共同募金会（会長：山田 裕久）においても同義援金の受付を行います。本会および市町支会（市町社会福祉協議会）で受付けた義援金は、**全額を中央共同募金会へ送金**いたします。被災された方々への温かいご支援をお願いいたします。

記

1. 義援金名称 令和8年8月27日からの大雨災害義援金

2. 受付期間 令和8年9月18日（金）から令和8年11月30日（月）まで
（期間を延長する場合があります）

3. 義援金の受付方法について

(1) 直接、義援金を持参される場合

佐賀県共同募金会事務局のほか、市町支会（市町社会福祉協議会）20か所で受け付けます。

(2) 金融機関で送金される場合

下記の指定口座に送金してください。

○本会（佐賀県共同募金会）義援金受入口座による受け入れ

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
佐賀銀行	県庁支店	（普）3066603	シャカイフクシホウジン サガケンキョウドウボキンカイ 社会福祉法人 佐賀県共同募金会

※ATMで現金にてお振込みいただく際は、「振込依頼人」欄にご自身の名前を入力後、「ご自身の名前（ホクリク）」で入力してください。（本会では複数の義援金を受け付けており、本義援金へのご寄付であることを確認するため）

【入力例】ヤマダ タロウ（ホクリク）

佐賀銀行の本店・支店すべての窓口を設置される専用振込票を使用し、佐賀銀行窓口から送金する場合は手数料が無料になります。

（裏面につづく）

○直接、中央共同募金会へ寄付を希望される場合
【指定口座による受け入れ】

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	東京公務部	(普)0162529	フク チュウオウキョウドウボキンカイ サイガイギエンキングチ (福)中央共同募金会 災害義援金口
りそな銀行	東京公務部	(普)0126799	フク チュウオウキョウドウボキンカイ (福)中央共同募金会

※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及びＡＴＭからの振込手数料は無料

※りそな銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行、みなと銀行の本支店間の窓口及びＡＴＭからの振込手数料は無料。

4. 義援金の送金について

本会にお寄せいただいた義援金は全額を中央共同募金会あてに送金し、本災害の被災地県庁に設置される配分委員会構成組織に被災状況に応じて按分のうえ、全額送金いたします。 ※令和８年９月１４日時点 送金先被災地…富山県、石川県、福井県

5. 義援金の配分について

本義援金は、被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

6. 義援金の税制上の優遇措置について

- ・この義援金は、税制上の優遇措置を受けることができます。
- ・中央共同募金会の指定口座へお振込みいただいた場合は、金融機関で受け取る振込金受領証等と別添募集要綱を添えて税務署へご提出いただけると寄附金控除申請の際にご利用いただけます。
- ・佐賀県共同募金会受入口座にお振込みいただいた場合は、金融機関で受け取る振込金受領証等と佐賀県共同募金会のHPに掲載している義援金募集案内を添えて税務署へご提出いただけると寄附金控除申請の際にご利用いただけます。その他、ご不明な点がございましたら、本会または市町支会（社会福祉協議会）までご相談ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

(問い合わせ先) 社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0815 佐賀市天神一丁目4番15号 / TEL 0952-23-4996

「令和8年8月27日からの大雨災害義援金」募集要綱（第1版）

社会福祉法人中央共同募金会

1. 趣 旨

令和8年8月27日からの停滞した前線による大雨により、多くの住家等への浸水被害が発生し、石川県、富山県、福井県に災害救助法が適用されました。

中央共同募金会では、この大雨により被災された方々を支援することを目的に、次のとおり義援金の募集を実施いたします。

なお、義援金の募集については、被災地の県庁の判断によるものであり、共同募金会はその判断に基づき、受付を実施しています。

2. 義援金の名称

令和8年8月27日からの大雨災害義援金

3. 受付期間

令和8年9月18日（金）から令和8年11月30日（月）まで
（※被災地の状況に応じて、期間を延長する場合があります。）

4. 義援金受け入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
三井住友銀行	東京公務部	普通預金 0162529	ふく ちゅうおうきょうどうぼきんかい (福)中央共同募金会 さいがいぎえんきんぐち 災害義援金口
りそな銀行	東京公務部	普通預金 0126799	ふく ちゅうおうきょうどうぼきんかい (福)中央共同募金会

※三井住友銀行 同行本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料

※りそな銀行 りそな銀行、埼玉りそな銀行、関西みらい銀行、みなと銀行の本支店間の窓口及びATMからの振込手数料は無料。

5. 義援金の送金

中央共同募金会でお預かりした本大雨義援金は、本災害の被災地県庁に設置される配分委員会構成組織に被災状況に応じて按分のうえ、全額送金いたします。

※令和8年9月14日時点

送金先被災地…富山県、石川県、福井県

6. 義援金の配分

本会より送金する本義援金は被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金の募集・配分委員会において取りまとめを行い、配分基準に基づき各市町村を通じて被災者に配分されます。

7. 税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。寄付者本人が直接金融機関から振り込みいただいた場合は、振込時の利用明細票が「免税証明書」となり、本募集要綱を添えて税務署へご提出いただければ、寄附金控除申請（確定申告）が可能です。

[該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第 78 条第 2 項第 1 号及び法人税法第 37 条第 3 項第 1 号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄附金」に該当

8. その他

災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

9. 留意事項

本義援金は、「令和 8 年 8 月 27 日からの大雨災害」により被災された方々を支援するための募集を行っているものであり、振込先および義援金の名称を十分にご確認ください。

本義援金趣旨とは異なる「他の災害義援金」への受付は行なっていません。そのため他の災害義援金としてお振込みいただいた場合におきましては、本義援金へのご支援として取り扱わせていただきますことを、あらかじめご了承ください。

10. この要綱は、令和 8 年 9 月 18 日施行です。